

ご自身の年金額をご確認ください

令和元年度(2019年度)の年金額は原則0.1%増額されることとなりましたので、同封の「年金額改定通知書」にて、改定後の年金額をお知らせしています。

また、年金額の改定に伴い、令和元年6月支給期(2019年4月・5月分)から年金の支給額が変わります。「年金額改定通知書」と一体となっている「年金支払通知書」にて、支給額をご確認ください。



年金額改定通知書・年金支払通知書の見方

年 金 額 改 定 通 知 書

見本

基礎年金番号 999999999 受給権者の氏名 公立 太郎 様
 年金証書記号番号 23-12345678 受給権者の生年月日 昭和29年 6月 1日

年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額 円	加給年金額または加算額 円	支給停止額 円	支給年金額 円	事由
退職共済年金(特別)	1170	平成31年 4月	1,365,999	0			法令改正による改定

年金支払通知書

送金日	令和元年6月14日	
支部	種別	年金証書番号
13	23	12345678
基礎年金番号	999999999	

年金種類	コード	退職共済年金	1170		
一期額			227,666		
介護保険料					
後期高齢保険料					
所得税額					
住民税額					
差引支給額			¥227,666*		
金融機関	シキ				
店舗	スルガダイ				

年金額改定通知書の見方

- ① 基本となる年金額**
改定後の年金額を表示しています。
- ② 支給停止額**
支給停止される額がある場合は、その額を表示しています。
- ③ 支給年金額**
停止額がある場合に、実際に支給される額(年額)を表示しています。

年金支払通知書の見方

- ④ 一期額**
改定後の年金額(支給停止額がある場合は支給年金額)の2カ月分の額(円未満の端数切り捨て)を表示しています。
- ⑤ 社会保険料など**
介護保険料や税金など、年金から徴収される額を表示しています。
- ⑥ 差引支給額**
実際に年金の受取先口座に送金される額を表示しています。

今回同封した年金支払通知書は、6月・8月・10月支給期の支給内容です。

なお、6月支給期以後に支給額等が変更となった方には、変更後の年金支払通知書を8月または10月支給期に送付します。支給額等に変更がない方は、12月支給期に次回の年金支払通知書を送付します。

平成31年3月末の退職により当共済組合の組合員資格を喪失した方へ

在職中であつたために年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。この手続きは順次進めておりますが、手続きの完了時期は8月上旬を予定しております。そのため、**6月支給期（4月・5月分）の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります。**（「年金額改定通知書」には「在職停止」という文言が印字されています。）

支給停止の解除により追加支給となる年金（6月支給期に送金できなかった年金）については、8月上旬（遅くとも8月支給期）までにはお支払いできる予定です。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

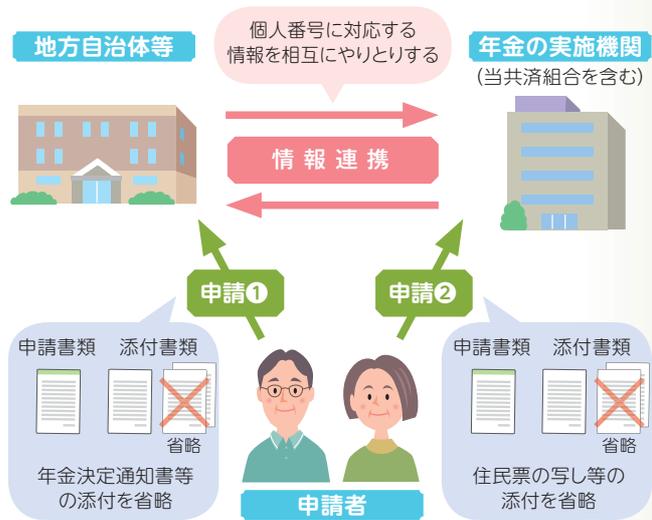
添付書類の提出を省略できるようになります

マイナンバー
による情報連携

マイナンバー制度の創設により、社会保障・税・災害対策の分野の行政事務では、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携が実施されています。

当共済組合を含む年金の実施機関においても、情報連携を行うための準備を順次進めています。

情報連携が開始されると、年金受給者の方およびそのご家族の方（以下「申請者」といいます。）は、次のような申請をするときに、申請書に添付する書類を一部省略できるようになります。



申請① 地方自治体等に給付の申請をするとき 【実施に向けて準備を進めています】

地方自治体等が支給する各種の給付の手続きには、年金額等の情報が必要になるものがあります。年金の実施機関は、地方自治体等からの照会に応じて、個人番号に対応する年金情報を地方自治体等へ提供します。

これにより、申請者は、地方自治体等に各種の給付を受けるための申請をするときに「年金決定通知書」等の提出を省略することができます。

申請② 年金の実施機関に年金の申請をするとき 【一定期間の試行運用の後、添付書類の省略を実施】

年金の実施機関は、年金の申請書（請求書）を受け付けると、手続きに必要な情報（住民票関係情報、地方税関係情報、雇用保険情報等）を地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に年金の手続きを行います。これにより、申請者は「住民票の写し」や「課税証明書」等の提出を省略することができます。

当共済組合の年金の申請については、平成31年4月15日から、申請書に添付された書類の内容と情報連携により取得した情報との間に相違がないか等を確認するために、情報連携の試験的な実施（試行運用）を行っています。試行運用期間中は、従来と同様に添付書類の提出が必要となりますので、ご理解をお願いします。添付書類の一部省略が可能となる時期については、追って当共済組合ホームページでお知らせします。

個人番号を利用した情報連携については内閣府ホームページをご覧ください
(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/individual/renkei.html>)

ご自身の年金額をご確認ください！添付書類の提出を省略できるようになります